# みつばちの飼育を行う方へ

## 飼育届を提出しましょう！

みつばち飼育者（飼育予定者も含む）は、毎年1月31日までに、蜜蜂飼育届を市町へ提出してください。

| | |
|---|---|
| 提出対象者 | **原則として、みつばちを飼育する全ての方が、届出が必要です。**<br>ただし、以下の場合は不要となります。<br><br>**養蜂業者に該当せず、**<br>**・花粉交配時期のみみつばちを飼育する者**<br>※作付面積以上に飼育する場合や通年飼育する場合は、届出が必要。<br>**・試験研究等のため、密閉空間にてみつばちを小規模に飼育する個人**<br>※研究目的で個人以外の者が飼育する場合は、届出が必要。<br>**・蜂蜜・蜜ろう・ローヤルゼリー等を自家用に供するため、小規模に飼育する個人**<br>**・反復利用可能な蜂房を利用しない場合**<br>※自然巣洞や重箱式等の飼育方法であっても、反復利用している場合は、届出が必要。<br>**また、野生の蜜蜂を観察し、当該蜂群から採蜜等を行う場合**<br>※養蜂振興法上の「飼育」とは、蜂群・蜂蜜等に対し所有又は占有の意思を持って、巣箱の設置・給餌・投薬等のいずれかを行うことであり、「飼育」にあたらないため。 |
| 提出先 | 飼育しようとする市町 |
| 提出書類 | 蜜蜂飼育届 |

**【注意事項】**

- 飼育届は毎年提出が必要です。
- 飼育届は飼育許可ではありません。
- 届出提出後も、①蜜源に対して蜂群が著しく過剰になる場合、②既存の飼育者と蜂群が隣接する場合は、当事者間の協議の上、巣箱設置箇所の再検討や蜂群減が必要となる場合があります。

## 巣箱の設置場所は、周辺の環境に十分配慮して決めましょう。

近年、洗濯物や車両がみつばちの糞で汚染されたり、多くの蜂が飛び交い、蜂に刺される等住民トラブルになるケースが発生しています。

特に住宅地等で飼育する場合は、以下のことに十分注意してください。

（１）飼育しているみつばちが、周辺の人や家畜等を刺したり、洗濯物や車に糞をし、迷惑をかけるおそれがないか。

（２）飼育しているみつばちが、スズメバチ等を引き寄せ、周辺の人や家畜等を刺し、被害を及ぼすおそれがないか。

### ミツバチの特性

巣箱から半径約50～150m圏内で、特に糞が落下する。

新しい巣を形成するさい（分蜂）、多数（数千匹～1万匹程度）の蜂が、家の軒下や樹木等に群がる。

# （参考）蜜蜂飼育届の書き方（例）

様式第１号（第２条関係）

蜜　蜂　飼　育　届

令和〇年〇〇月〇〇日

長崎県知事　　様

現住所　　長崎市尾上町３－１
氏名又は名称及び代表者氏名　　長崎　太郎
電話番号　　〇〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇

により下記のとおり蜜蜂飼育届

記

**複数の場合、“下記のとおり”でも可とします。**

**下の飼育計画の１月１日時点の蜂群数と一致させてください。**

1　　年１月　　在蜜蜂飼育状況

| 飼　　場　所 | 育　蜂　群　数 |
|---|---|
| 長崎市尾上町３－１ | 合計　10　群（うち日本蜜蜂　10　群） |

2　　年蜜蜂飼育計画

| 飼　育　場　所 | 飼　育　予<br>最　大　計　画　蜂 | | 群の種類 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 採蜜群 | 花粉交配用 | 育成群 |
| ≪記入例≫<br>長崎市尾上町３－１ | 合計　10　群<br>（うち日本蜜蜂　10　群） | 1月　1日<br>～　12月　31日 | ○ | | |
| | 合計　　群<br>（うち日本蜜蜂　　群） | 月　日<br>～　月　日 | | | |
| | 合計　　群<br>（うち日本蜜蜂　　群） | 月　日<br>～　月　日 | | | |
| | 合計　　群<br>（うち日本蜜蜂　　群） | 月　日<br>～　月　日 | | | |
| | 合計　　群<br>（うち日本蜜蜂　　群） | 月　日<br>～　月　日 | | | |
| | 合計　　群<br>（うち日本蜜蜂　　群） | 月　日<br>～　月　日 | | | |

**①：採蜜群、②：花粉交配用、③：育成群 のどれかに〇をつけてください。**

**字番地まで詳しく記入してください。もしくは緯度･経度の表示か地図の添付をお願いします。**

**日本蜜蜂のみの蜂群数も記入してください。**
**日本蜜蜂を飼育していない場合は0(ゼロ)と記入してください。**

備考(1)　電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話番号等が望ましい。
(2)　飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号並びに必要に応じ緯度及び経度）を記入すること。なお、地図の添付等でも可とする。
(3)　飼育計画は、１月１日から12月31日までについて記入すること。
(4)　「群の種類」欄の採蜜群、花粉交配用、育成群のどれかに〇をつけること。

【提出に当たっての留意事項】
・養蜂振興法第８条の規定に基づき、蜜蜂の飼育の状況等に関し　　ます。
・個人情報の取扱いに当たっては、県の養蜂の振興に必要な範

〈参考情報〉
該当する組合名　　地区養蜂組合
転飼調整の有無（該当を〇で囲む）　有　・　無

**養蜂組合に加入されている場合は、組合と連絡のうえ、以下に記入してもらってください。**

## 全般的な問い合わせについて

長崎県農林部畜産課
住　　所：長崎市尾上町3-1
電話番号：095-895-2954　FAX：095-895-2593